

群馬県市町村会館管理組合職員のサービスの宣誓に関する条例

昭和47年4月1日

条例第4号

改正 平成5年6月 8日 条例第1号

令和3年8月26日 条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条の規定に基づき、職員のサービスの宣誓に関し規定することを目的とする。

(職員のサービスの宣誓)

第2条 新たに職員となった者は、別記様式による宣誓書を任命権者に提出してからでなければ、その職務を行ってはならない。

(権限の委任)

第3条 この条例に定めるものを除くほか、職員のサービスの宣誓に関し必要な事項は、任命権者が定めることができる。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例施行後30日以内に新たに職員となった者は、第2条の規定にかかわらず、この条例施行後30日間は、宣誓を行う前においてもその職務を行うことができる。

附 則（平成5年6月8日条例第1号）

この条例は、平成5年6月8日から施行する。

附 則（令和3年8月26日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

様式

私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名